

田浦小学校跡地活用
検討協議会
【検討結果報告書】



令和8年(2026年)3月

はじめに

田浦小学校跡地活用検討協議会は、総合教育会議の協議及び教育委員会会議の審査を経て、閉校となった田浦小学校の跡地の活用方針を検討するため、令和7年2月に設置されました。

これまで田浦小学校が田浦地域のシンボルとしての役割を担ってきたことを認識したうえで、地域が置かれた状況や課題を踏まえながら、持続可能な跡地活用方針案を見出すことにより、地域の魅力と活力の向上につなげることを目指し、検討を重ねてまいりました。

この報告書は、跡地の活用について、基本的な考え方や方向性、地域の想いを示したもので、今後の横須賀市による具体的な検討に活かしていただきたい事項をまとめたものです。

とりまとめにあたっては、「地域のあるべき将来像」をイメージし、実現するための「活用コンセプト」を打ち出したうえで、具体的な「機能」や「活用案」についてアイデア出しを進めました。

併せて、最適な「運営手法」を見出すため、持続可能な活用案となるよう活発な意見交換を行いました。

本協議会の意見を十分にくみ取っていただき、横須賀市や地域全体にとって有意義な活用となることを期待します。

令和8年3月23日

田浦小学校跡地活用検討協議会



【 目 次 】

< 本 編 >

1 対象地・施設の概要	… P.3
2 地域のあるべき将来像	… P.4
3 跡地活用のコンセプト(大きな方向性)	… P.4
4 跡地に求める機能(カテゴリー)と施設の具体案	… P.5
5 施設運営の在り方	… P.9
6 今後に向けて	… P.10

<参考資料>

・田浦小学校跡地活用検討協議会設置要領	… P.11
・田浦小学校跡地活用検討協議会構成員	… P.12
・検討協議会等の開催状況	… P.12

I 対象地・施設の概要

(1) 施設情報

所在地：横須賀市田浦町3丁目 55

敷地面積：約 6,843 m²

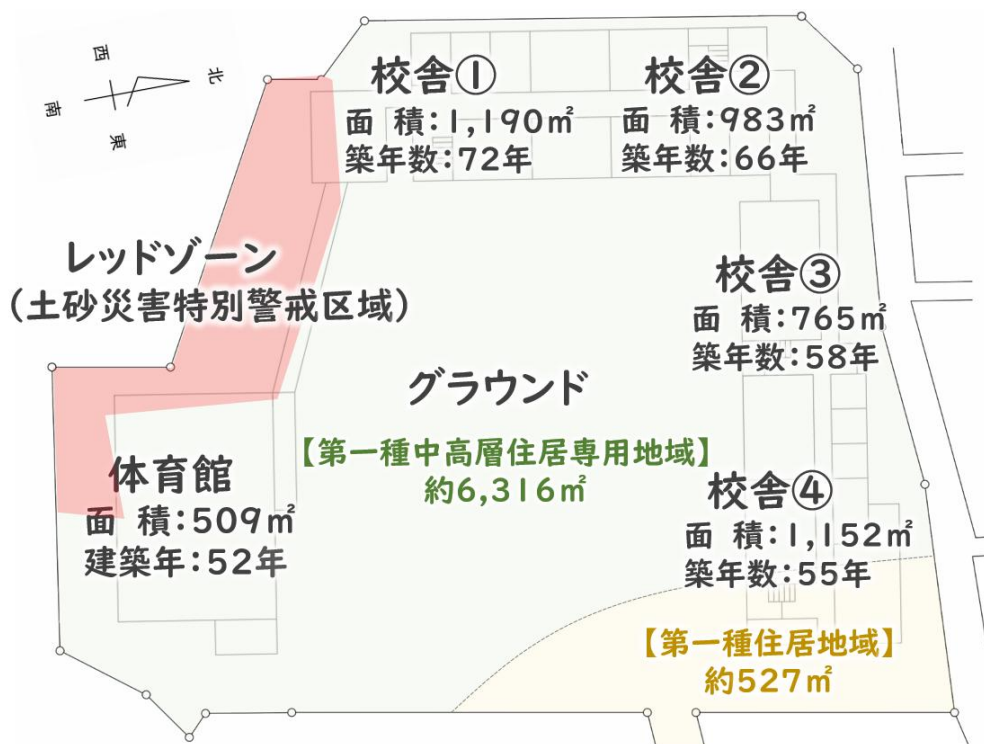
建物面積：約 4,599 m²

対象建物	建築年月	構造
校舎①	昭和 28 年 11 月築	鉄筋コンクリート造 3階建て
校舎②	昭和 35 年 3 月築	
校舎③	昭和 43 年 3 月築	
校舎④	昭和 46 年 1 月築	
体育館	昭和 49 年 3 月築	鉄骨造 1階建て

(2) 敷地情報

敷地南側が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されており、体育館と校舎①の昇降口の一部が同区域内となっている。

(3) 施設配置・用途地域の概況



2 地域のあるべき将来像

地域全体の活性化につながる学校の跡地活用を検討する前段として、地域のあるべき将来像について、次のようにまとめました。

【田浦地域の将来像】

- ① 住民の交流と暮らしを支えるコミュニティ拠点があるまち
- ② 地域内外から人を呼び込み、賑わいと働きがいを生むまち
- ③ 子どもたちが未来を描けるまち
- ④ 災害に強く、住民の安全が確保されたまち
- ⑤ 自然と共に生きるまち

3 跡地活用のコンセプト(大きな方向性)

田浦地域のあるべき将来像の実現に向け、「田浦小学校跡地をどのような場・拠点にしていきたいか」について、跡地活用全体の大きな方向性を次のようにまとめました。

【コンセプト】

『～田浦の未来をデザインする～

支え合いと自立による「コミュニティ×賑わい×まちづくり」の複合拠点』

【コンセプトに込めた想い】

田浦地域は少子高齢化や商店の減少、空き家の増加などにより、これまで当たり前であった「つながり」が薄れつつあります。しかし、この地域には、人の温かさや誇り、支え合いの精神がまだまだしっかり残っています。

これらを次の世代につなげるために、田浦小学校跡地を「みんなが集まり、活かし、支え合える場」にしたいと思っています。

具体的には、多様な世代の集いと交流によって生まれる地域コミュニティの強化や賑わいの創出、さらには子どもたちが地域との関わりから主体的に学び、自分の未来を描ける機会を増やしていくことや、地域内に「新たな経済循環」を生み出すことで、生きがいを感じられるまちとなるように、「コミュニティ、賑わい、まちづくり」の複合拠点としての活用を目指します。

また、こうした拠点を持続可能、かつ、自立した形で運営していくためには、地域や行政だけではなく、大学や企業など地域外からも力を借りながら、公益性と収益性のバランスや費用対効果にも配慮していく必要があると考えています。

そして、この取り組みが横須賀市の「共創モデル」として、他地域にも波及することで、横須賀市全体の活性化につながることを期待しています。

4 跡地に求める機能(カテゴリー)と施設的具体案

(1) 活用案について

コンセプトに沿って、跡地で行いたい内容を「機能(カテゴリー)」として整理し、求める機能から、施設の核となるメイン機能を選定しました。

また、その機能を実現するための本格活用の検討候補として、「施設や取り組みの具体案」を次のようにまとめました。

メイン機能	求める機能例【カテゴリー例】	施設・取り組みの具体案【検討候補】
◎	コミュニティ	<u>地域の活動スペース</u> ^{※2} (多世代交流スペース、自治会活動スペース、図書室、歴史展示スペース)
	商業、賑わい	<u>アート&イベントエリア</u> ^{※2} (アーティスト村や月見台住宅とのコラボ、多様な文化・芸術活動の場)
		店舗(物産販売、飲食店、マルシェ)
		商用利用(レンタルスペースなど)、エリア観光拠点
		まち再生の実験室(リビングラボ、イノベーションラボ)
		空き家相談・DIY 拠点(リノベーションセンター)
	広場	<u>公園、子どもの遊び場</u> ^{※2}
	福祉	<u>子どもの居場所</u> ^{※2} (こども食堂、学習場所)
		ボランティアセンター
		重層的支援活動(複数の困りごとに対する垣根を超えた包括支援)拠点
		セントラルキッチン(地域の配食サービス)
	防災	<u>広域避難地、震災時避難所</u> ^{※1}

※1 既に実施している取り組み

※2 すぐに実現しやすいと思われる取り組み

活用イメージ(エリア別)

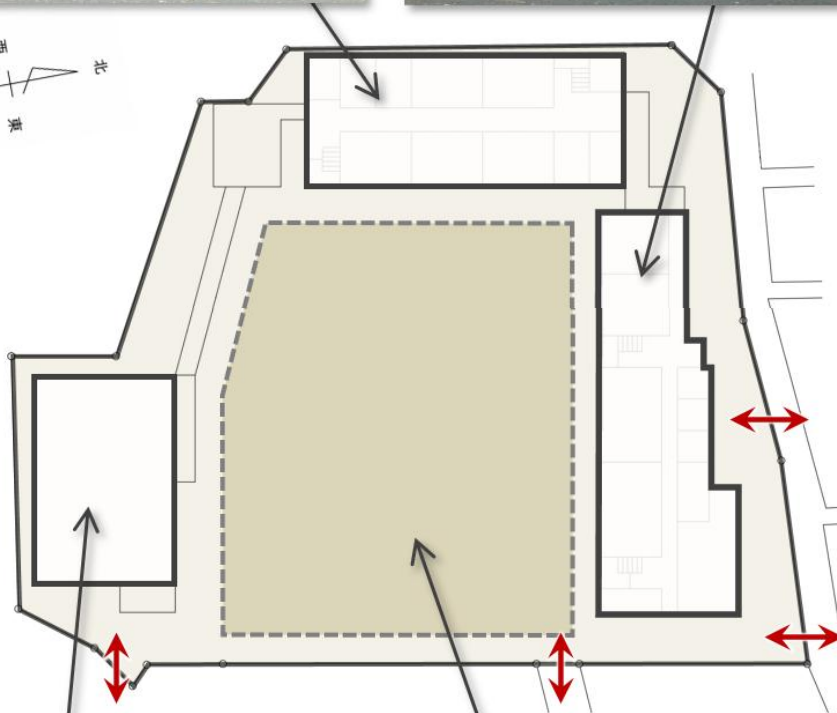
校舎①②

- ・建物の安全性に配慮し、
最小限の利用にとどめる
- ・早期解体を求める



校舎③④

- ・「コミュニティ、商業・賑わい、
福祉」機能を持つ複合施設
- ※詳細は次ページ参照



体育館

- ・スポーツ団体に開放
- ・地域のイベント時に利用

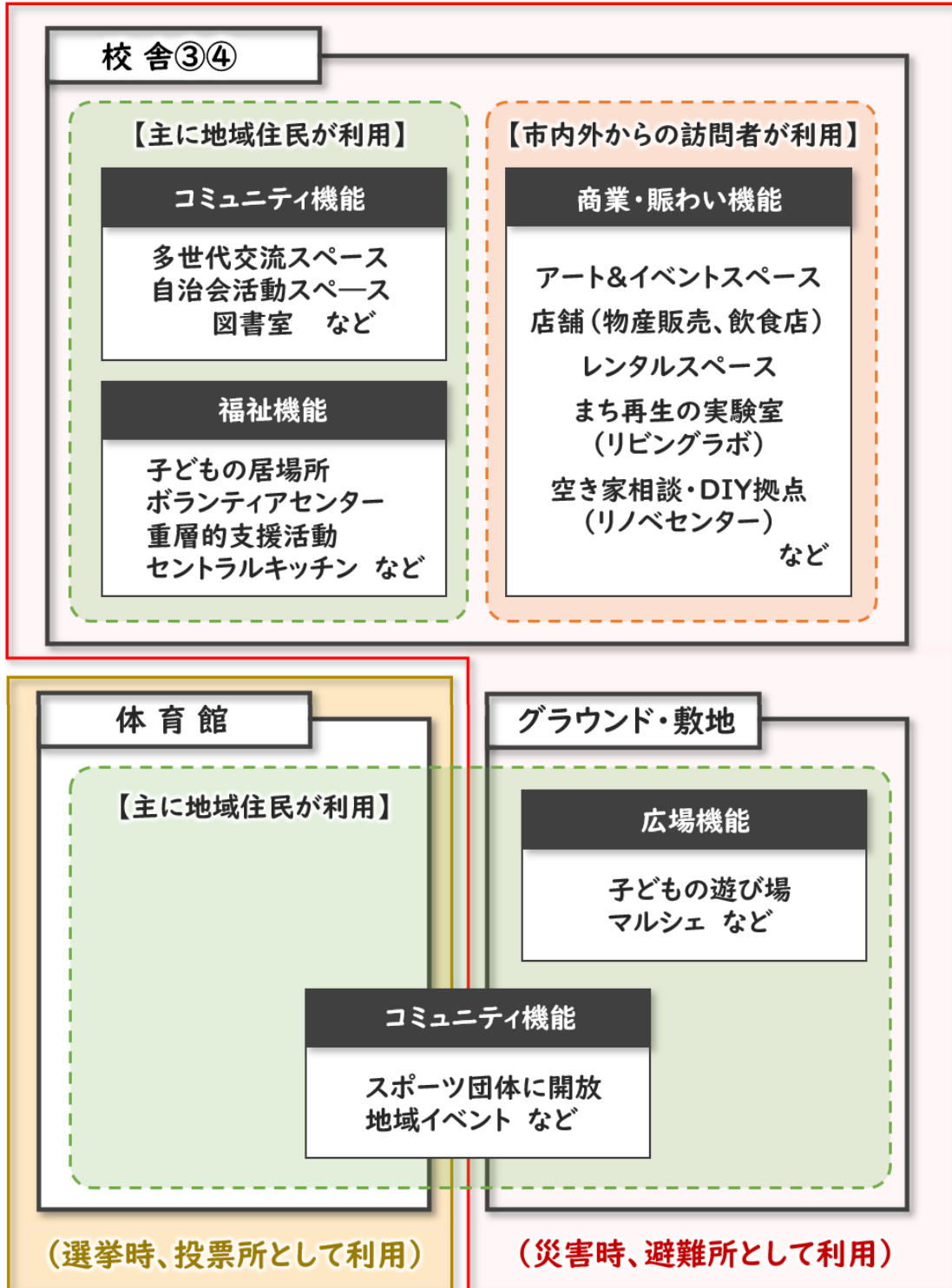


グラウンド

- ・スポーツ団体に開放
- ・地域のイベント時に利用
- ・子どもの遊び場



活用イメージ(機能詳細)



(2) 暫定的な利用について

前項の「施設・取り組みの具体案」を整理し、本格的な活用を開始するまでには相応の時間を要することが想定されます。その間、既存の利用方法から継続してきた機能（体育館やグラウンドの地域開放、避難所、投票所など）については、引き続き利用できるよう、建物や設備の維持管理を継続することを希望します。

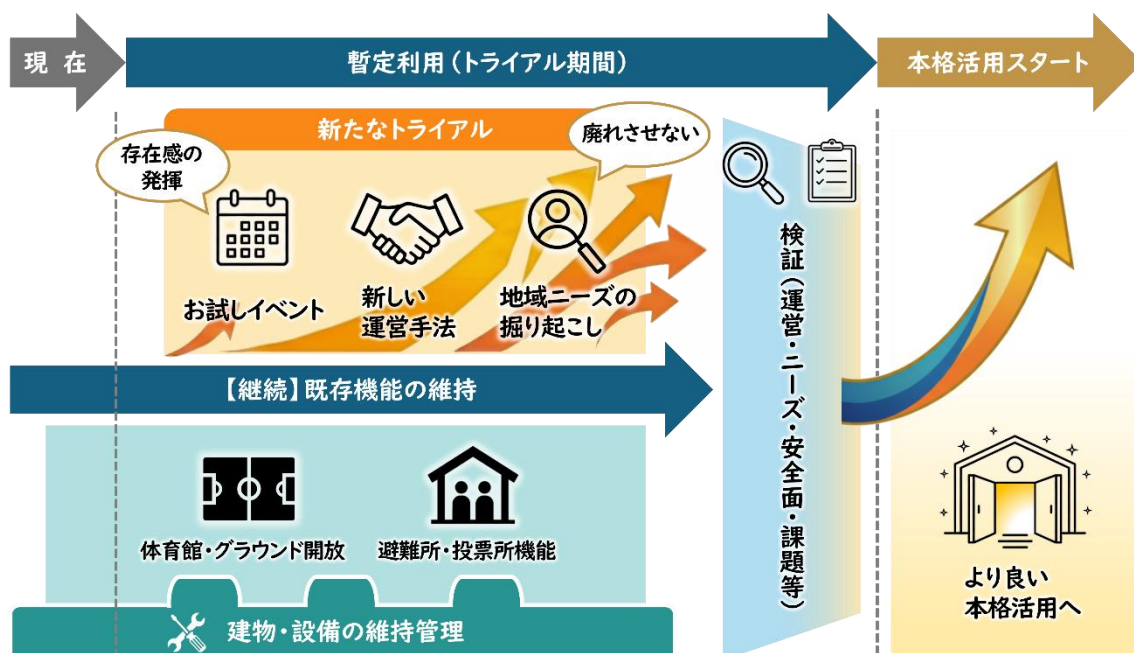
また、本格活用までの間、当該施設が地域の中で存在感を発揮し、廃れることのないようにするため、既存の利用方法にとどまらず、本格活用につながる新たな取り組みにチャレンジしていくことも欠かせません。こうしたトライアル、お試し利用を重ねることで、本格活用時に、よりスムーズなスタートが切れるというメリットもあります。

まずは、できることから取り組むものとし、運営手法や必要な体制、利用ニーズ、安全面・管理面の課題等を検証したうえで、本格活用につなげてください。

なお、トライアル実施にあたっては、施設利用に支障がないよう最低限の予算は市が確保すること、利用手続きを簡素化することなど、使いやすい仕組みにしてください。

分類	方向性	具体例
① 新たな活動 (トライアル)	本格活用につながる新たな活動にチャレンジする。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のイベント（梅林まつり、アーティスト村とコラボ など） ・地域活動スペース（図書室など） ・子どもの遊び場 ・まち再生の実験室 など
② 既存の活動・機能	本格的な活用を開始するまで、引き続き利用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館やグラウンドの地域開放 ・避難所、投票所 など

暫定利用イメージ



5 施設運営の在り方

跡地に求める機能と具体案を持続可能な状態で実現していくには、「誰がどのように施設を運営していくのか」が重要となるため、施設運営に関する基本的な考え方や具体的な運営手法の案を次のようにまとめました。

【施設運営に関する基本的な考え方】

- ・ 自立的で持続可能な運営であること
- ・ 田浦地域が運営に携われること
- ・ 地域の組織や人材に依存し過ぎないこと
- ・ 民間事業者のノウハウにより賑わいを創出すること
- ・ 「子どもの居場所」や「遊び場」としての活用を優先すること

【運営手法の具体例】

トライアル（お試し利用）

- ・ 施設は市が所管し、田浦地域の任意団体等が、申し込みによりトライアル（お試し利用）を実施する
- ・ 実施結果から本格活用に向けた課題の検討を行う



（検討を踏まえて本格活用に反映）

本格利用

- ・ 施設は市が所管し、法人格を持つ団体（一般社団法人など）による指定管理者制度または市からの貸付によって管理運営を行う。

（上記の運営手法とする理由）

行政が施設運営を直接担う場合には制度上の制約が多く、柔軟で自由度の高い活動を行いきにくいという欠点があると考えられます。

一方で、行政が関わることなく営利を目的とした民間事業者だけに全てを委ねた場合には、収益性が優先されやすく、本来重視すべき「まちづくりの視点」や「公益性の視点」が相対的に薄れがちになるおそれがあります。

これらを踏まえ、民間のノウハウや効率性を活用しつつ、質の高いサービス提供を実現し、事業の基本方針については市が一定程度関与する運営形態が望ましいと思われます。

また、地域団体のみによる運営は地域住民の声が直接反映されるメリットはありますが、その時代の思いの強い人の能力に依存することになり、人が代われれば運営も大きく傾くリスクもあります。

このため、運営を外部に委ねる場合であっても、継続性を担保するために、法人格を持った団体に任せることが望ましいと考えます。

6 今後に向けて

学校跡地は、これまでもそうであったように、私達地域の住民にとっては地域の拠点として大切な場であり、そうした思いからこの報告書を策定しています。

このため、今後、市が行う活用の具体案の検討にあたっては、市の内部だけで地域が知らないうちに進めていくのではなく、その検討経過をオープンにし、地域と情報共有する場や意見交換を行う場を適宜設け、活用の方向性を確認しながら進めてください。

この報告書をしっかりと受け止めていただき、田浦小学校の跡地が、地域にとって、集いなくなる場、使いたくなる場になることを期待しています。

【参考資料】

田浦小学校跡地活用検討協議会設置要領

田浦小学校跡地活用検討協議会設置要領

(設置)

第1条 田浦小学校の閉校後、当該施設の活用について、地域団体の代表者等から意見を集約し、活用方針について検討するため、田浦小学校跡地活用検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 町内会・自治会長
- (2) 地域関係団体および施設の代表者
- (3) 対象校の保護者
- (4) その他財務部FM推進課が必要と認める者

(会議)

第3条 会議については、財務部FM推進課長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて協議会構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 協議会は、傍聴可能とする。

5 会議記録は、原則公開とする。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、財務部FM推進課において行う。

(その他の事項)

第5条 本書に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は財務部FM推進課が構成員と調整の上、定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年2月26日から施行する。

田浦小学校跡地活用検討協議会 構成員

分野	所属団体等	役職	氏名
町内会・自治会	田浦町連合自治会	会長	二本木 博二
	田浦町3丁目自治会	会長	石渡 潤
観光・経済団体	田浦観光協会	会長	鈴木 昭男
	田浦本町通り会	会長	岩澤 義仁
地域福祉団体	田浦地区社会福祉協議会	会長	菊島 正敏
	田浦地区民生委員児童委員協議会	会長	葉袋 豊夫
	ひだまりの会	会長	熊谷 好子
学校関係団体	元田浦小学校PTA	会長	及川 浩一
地区推薦	田浦中学校区青少年育成活動地域連絡会	会長	藤本 孝司
	田浦学区体育振興会	会長	石井 眞也
	田浦少年補導員連絡会	会長	増田 義和

(事務局) 財務部 FM推進課

(参加部局) 市長室 危機管理課

文化スポーツ観光部 スポーツ振興課

民生局 地域支援部 田浦行政センター

教育委員会事務局 教育総務部 教育政策課

選挙管理委員会事務局 選挙管理課

検討協議会等の開催状況

開催回	日程・会場	議題等
第1回	令和7年 2月 26日 田浦コミュニティセンター	基礎的な情報の共有
第2回	令和7年 7月 4日 田浦コミュニティセンター	地域意見の確認・委員意見の発散
第3回	令和7年 9月 8日 田浦コミュニティセンター	活用案の絞り込み
第4回	令和7年 12月 19日 田浦コミュニティセンター	協議会のゴールに向けた協議①
第5回	令和8年 1月 19日 田浦コミュニティセンター	協議会のゴールに向けた協議②
—	令和8年 3月 13日 静岡県熱海市旧網代小学校	先進事例視察
第6回	令和8年 3月 23日 田浦コミュニティセンター	報告書の確認・共有